

株式会社ピックルスコーポレーション関西及び株式会社ピックルスコーポレーション西日本の農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について

農林水産省は、株式会社ピックルスコーポレーション関西（法人番号：130001045190）及び、株式会社ピックルスコーポレーション西日本（法人番号：240001050986）から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

株式会社ピックルスコーポレーション関西は、株式会社ピックルスコーポレーション西日本の広島工場を分割承継するとともに、付加価値の高い新商品に対応した製造ラインの新設等の設備投資等を行います。今回の事業再編により、グループ内での製造・物流体制を効率化するとともに、消費者ニーズに応える付加価値の高い新商品の開発や新規顧客の拡大を図ることで、広島工場の生産量を増加させ、原料となる国産農産物の調達量の増加や農家の中間流通経費等の削減、長期契約農家数の増加を図る等により、生産者の販売機会の拡大、生産者の経営安定・発展に寄与することを目指します。

2. 事業再編計画の認定

株式会社ピックルスコーポレーション関西及び株式会社ピックルスコーポレーション西日本から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、不動産の所有権移転に係る登録免許税の軽減を受けることが可能になります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：平成31年2月～終了時期：平成33年2月

4. 申請者の概要

名称：株式会社ピックルスコーポレーション関西
資本金：2,000万円
代表者：代表取締役 宮本雅弘
住所：京都府乙訓郡大山崎町大山崎鏡田3番地の100

名称：株式会社ピックルスコーポレーション西日本
資本金：5,000万円
代表者：代表取締役 宮本雅弘

住所：佐賀県三養基郡みやき町大字白壁243番地の1

< 添付資料 >

株式会社ピクルスコーポレーション関西及び株式会社ピクルスコーポレーション西日本の事業再編計画の概要

認定事業再編計画の内容の公表

【お問合せ先】

食料産業局食品製造課

担当者：佐藤、坂本

代表：03-3502-8111（内線4111）

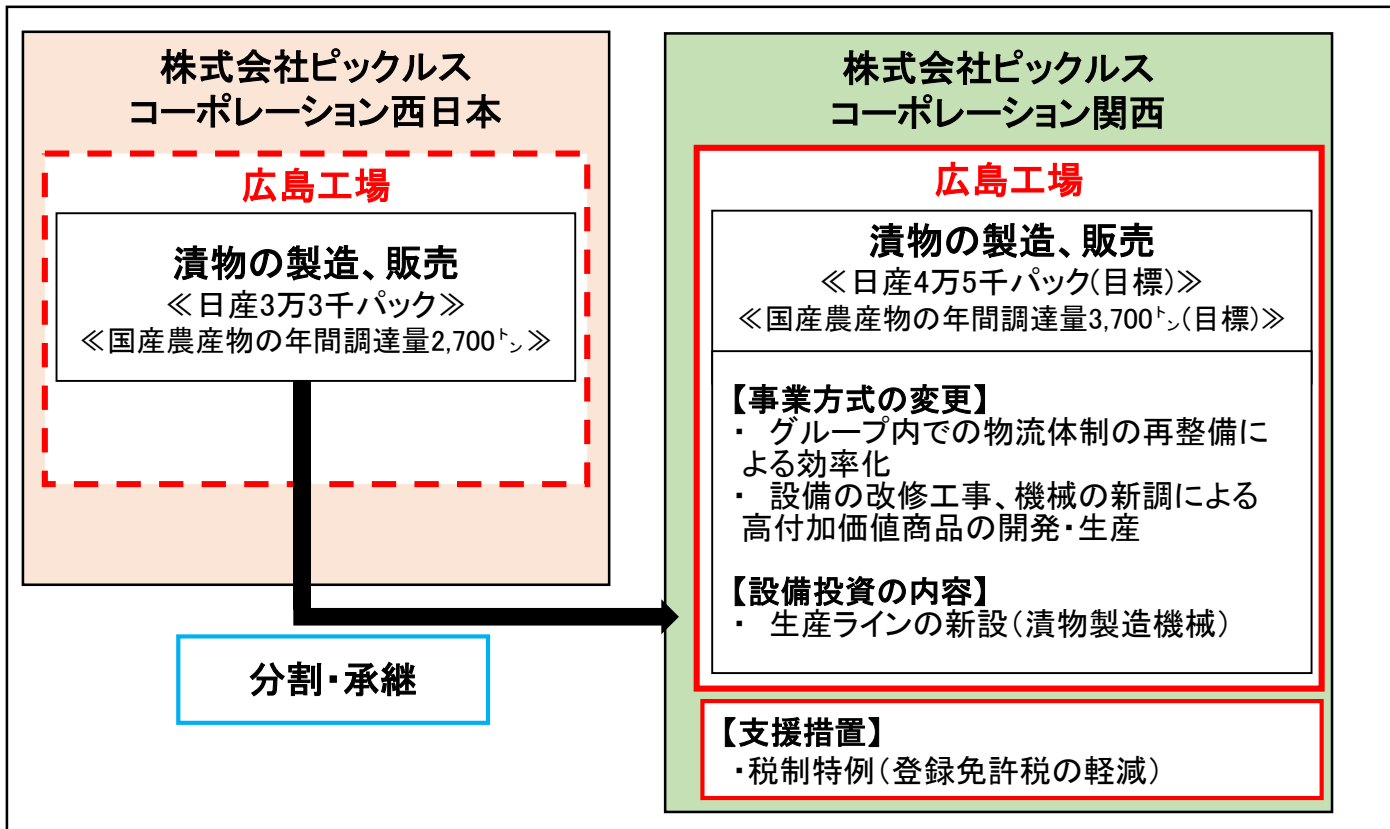
ダイヤルイン：03-6744-0480

FAX番号：03-3502-5336

株式会社ピックルスコーポレーション関西及び 株式会社ピックルスコーポレーション西日本の事業再編計画の概要

漬物製造業の「株式会社ピックルスコーポレーション関西」は、同グループの「株式会社ピックルスコーポレーション西日本」の広島工場を分割承継するとともに、付加価値の高い新商品に対応した製造ラインの新設等の設備投資等を行います。

今回の事業再編により、**グループ内での製造・物流体制を効率化**するとともに、消費者ニーズに応える**付加価値の高い新商品開発**や**新規顧客の拡大**を図ります。これにより、広島工場の生産量を増加させ、原料となる**国産農産物の調達量の増加**や**農家の中間流通経費の削減**、**長期契約農家数の増大**を図る等により、**生産者の販売機会の拡大**、**生産者の経営安定・発展に寄与**することを目指します。



事業再編計画の主な内容

【農産物流通等の合理化】

- 広島工場の製造ラインの改修、機械の新調等の設備投資により、**高付加価値な新商品の生産体制を構築**し、**原材料である国産農産物の調達量を増加**させる。
- **直接取引農家数の倍増**と**通いコンテナの使用を推進**することにより、**農家の中間流通経費や労力削減に寄与**する。また、**長期契約農家数の増加**を図る。

【生産性の向上】 販売量の増大により、広島工場の**稼働率を60%から80%に引上げ**

【計画の実施時期】 平成31年2月～平成33年2月

【労務に関する事項】

- ピックルスコーポレーション西日本からピックルスコーポレーション関西への転籍15名

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成31年2月22日

2. 認定事業再編事業者名

株式会社ピクルスコーポレーション関西（以下「ピクルスコーポレーション関西」という。）

株式会社ピクルスコーポレーション西日本（以下「ピクルスコーポレーション西日本」という。）

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

ピクルスコーポレーション関西は京都工場を、株式会社ピクルスコーポレーション西日本は広島工場と佐賀工場をそれぞれ保有し、漬物製造・販売を行っている。今般、関西及び中四国地区の営業・販売戦略の見直しを図るため、ピクルスコーポレーション西日本が保有する広島工場を分割し、ピクルスコーポレーション関西に承継させることで、ピクルスコーポレーション西日本の佐賀工場が九州地区、ピクルスコーポレーション関西の広島工場が中四国地区に注力できる体制を構築する。また、新規取引先を開拓し、大口受注に対応するため、広島工場において、新製品の製造ラインの導入、機械の新調を行う等の設備投資を行う。

この再編によって、グループ会社内の営業、製造及び物流体制の効率化を図るとともに、新しい設備投資による付加価値の高い新商品開発や新規顧客の拡大を図り、生産者の販売機会の拡大、生産者の経営安定・発展に寄与することを目指す。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

ピクルスコーポレーション関西は、広島工場において、付加価値の高い4種類の新製品（国産野菜漬物）の生産体制を構築する。具体的には、広島工場の生産量を平成30年2月期の日産33,000パックから、平成33年2月期には日産45,000パックに増加させ、工場の一人当たりの労働生産性の向上、広島工場の年間の国産農産物の調達量を平成30年度の2,700トンから、平成32年度には3,700トンに増加させる。

また、本事業計画の実行により、農家との直接取引の契約件数を平成30年2月期の15件から平成33年2月期には2倍の30件に増加させ、農家の中間流通経費（出荷手数料、容器包装等）の削減、併せて、農家との契約期間を平成30年度の1年契約から、平成32年度には、複数年の長期契約を継続できる農家数の増加を図る。

② 生産性向上を示す数値目標

生産性の向上に関しては、広島工場の平成30年2月期現在の稼働率は約60%であるが、新製造ラインを導入することで、販売量の増大を図り、導入後の平成33年2月期には、稼働率を80%に向上させることを目標とする。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

財務内容の健全性の向上に関しては、平成33年2月期において、ピクルスコーポレーション関西及びピクルスコーポレーション西日本ともに、有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を上回ることを目標とする。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

飲食料品の製造事業（漬物製造業）

②実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容
(事業の構造の変更)

- ・分割：ピックルスコーポレーション関西は、ピックルスコーポレーション西日本から分割された広島工場を承継する。

(分割会社)

名 称	株式会社ピックルスコーポレーション西日本
住 所	佐賀県三養基郡みやき町白壁243-1
代表者の氏名	代表取締役 宮本 雅弘
資本金	5,000万円

(承継会社)

名 称	株式会社ピックルスコーポレーション関西
住 所	京都府乙訓郡大山崎町大山崎鏡田 3-100
代表者の氏名	代表取締役 宮本 雅弘
資本金	2,000万円

(事業の方式の変更)

ピックルスコーポレーション関西及びピックルスコーポレーション西日本、株式会社手柄食品の各工場と連携し、関西及び中四国地方の各工場が持っている販売先を製造拠点に合わせて変更することで物流体制の効率化を図る。

また、広島工場において、新製造ラインの導入や機械の新調によって、生産体制の改善を行い、高付加価値な新製品の開発、新規顧客の開拓を行う。

(2)事業再編を行う場所の住所
広島県府中市高木町64-2

(3)関係事業者又は外国関係法人に関する事項
該当なし。

(4)事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期
開始時期：平成31年2月～終了時期：平成33年2月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項
ピックルスコーポレーション西日本からピックルスコーポレーション関西への転籍15名

7. 事業再編に係る競争に関する事項
該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第5項第1号の要件			
	分割	(分割会社) ・名称：株式会社ピククルスコーポレーション 西日本 ・住所：佐賀県三養基郡みやき町白壁 243-1 ・代表者の氏名：代表取締役 宮本雅弘 ・資本金：5,000 万円 (承継会社) ・名称：株式会社ピククルスコーポレーション 関西 ・住所：京都府乙訓郡大山崎町大山崎鏡田 3-100 ・代表者の氏名：代表取締役 宮本雅弘 ・資本金：2,000 万円 ・分割期日：平成 31 年 3 月 1 日	租税特別措置法第 80 条第 4 項第 6 号 (分割による法人の資本金の額の増加の場合における不動産所有権の移転登記に係る登録免許税の軽減)
法第2条第5項第2号の要件			
	農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農産物の生産又は販売の効率化	・広島工場を承継して、京都工場や株式会社手柄食品の姫路工場と連携し、関西及び中四国地方の製造及び物流体制の効率化を図る。 ・広島工場において、新規取引先の大口受注に対応するため、得意先の個食化シリーズに合わせた小パック製品の製造ラインを導入するなど、新製造ラインの導入、機械の新調によって、生産体制の改善を行い、高付加価値な新製品の開発、新規顧客の開拓を行う。	